筑西市議会福祉文教委員会

会　議　録

（令和７年第１回定例会）

筑　西　市　議　会

福祉文教委員会　会議録

1　日時

令和７年３月５日（水）　　開会：午前９時５９分　　閉会：午後０時２９分

2　場所

全員協議会室

3　審査案件

議案第１０号　財産の取得について
議案第１３号　令和６年度筑西市一般会計補正予算（第９号）のうち所管の補正予算
議案第１４号　令和６年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算（第４号）
議案第１５号　令和６年度筑西市介護保険特別会計補正予算（第５号）
議案第２９号　筑西市あけの元気館条例の制定について
議案第３０号　筑西市明野いきがいセンター条例の制定について
議案第３１号　筑西市協和ふれあいセンター条例の制定について
議案第３２号　筑西市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
議案第３５号　筑西市附属機関に関する条例の一部改正について

4　出席委員

委員長	中座　敏和君	副委員長	仁平　正巳君		
委員	新井　暁君	委員	國府田和弘君	委員	日髙　久江君
委員	小倉ひと美君	委員	大嶋　茂君	委員	三浦　譲君

5　欠席委員

なし

6　議会事務局職員出席者

書記　小倉　一希君

委員長　中座敏和

開　　会　午前　９時５９分

○委員長（中座敏和君）　それでは、ただいまから福祉文教委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は８名であります。よって、委員会は成立いたしております。

それでは、本委員会に付託されました議案について審査してまいります。

なお、議案審査の順序ですが、お手元に配付いたしました順番で、財産取得議案１案、補正予算議案３案及び条例議案５案について、所管部ごとに審査願いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君）　また、筑西市議会基本条例第19条による議員間討議を希望される場合は、挙手を願います。

それでは、各議案について所管部ごとに審査をしてまいります。

初めに、保健福祉部です。

議案第13号「令和６年度筑西市一般会計補正予算（第９号）」のうち、保健福祉部所管の補正予算について審査を願います。

なお、議案第13号については、複数の部にまたがるため、全ての部の審査の終了後、討論、採決をしたいと存じます。

まず、健康増進課から説明を願います。

髙島健康増進課長。

○健康増進課長（髙島豊美君）　議案第13号のうち、健康増進課所管の補正予算につきましてご説明いたします。

18ページ下段を御覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書の３、歳出でございます。款４衛生費、項１保健衛生費、目４保健センター管理費、説明欄、あけの元気館管理運営事業でございます。これは、施設修繕工事に伴う長期臨時休館による収入減少額等の補填として495万4,000円の増額をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いします。

○委員長（中座敏和君）　質疑を願います。

仁平委員。

○委員（仁平正巳君）　この臨時休館の日数の確認なのですけれども、幾日間でしたか。

○委員長（中座敏和君）　髙島健康増進課長。

○健康増進課長（髙島豊美君）　お答えします。

休業期間でございますが、令和６年９月21日から10月31日までの41日間となってございます。

以上です。

○委員長（中座敏和君）　仁平委員。

○委員（仁平正巳君）　そうしますと、41日間の日割り計算でこれは計算してあるのですか。この金額の根拠です。

○委員長（中座敏和君）　髙島健康増進課長。

○健康増進課長（髙島豊美君）　お答えします。

去年の同じ時期の令和５年９月から10月の日数と今回の日数を比較しまして、日割りで出してございます。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君）　仁平委員。

○委員（仁平正巳君）　日割りで、１日分幾らという。

○委員長（中座敏和君）　髙島健康増進課長。

○健康増進課長（髙島豊美君）　お答えします。

１日当たり約12万円となってございます。

○委員長（中座敏和君）　仁平委員。

○委員（仁平正巳君）　つまり12万円掛ける41日でこの金額になるということで理解していいのですか。

○委員長（中座敏和君）　髙島健康増進課長。

○健康増進課長（髙島豊美君）　お答えします。

休業期間41日間なのですけれども、定期のお休みがありまして、その３日間を除きまして38日分で計算しております。

以上です。

○委員長（中座敏和君）　ほかにはいいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君）　質疑を終結いたします。

次に、医療保険課から説明を願います。

荒山医療保険課長。

○医療保険課長（荒山尚記君）　医療保険課、荒山です。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第13号のうち、医療保険課所管の補正予算についてご説明いたします。

16ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の３、歳出でございます。款３民生費、項１社会福祉費、上から３項目め、目４国民健康保険事業費、説明欄、国民健康保険特別会計繰出金２億6,745万4,000円の増額をお願いするものでございます。これは、国民健康保険特別会計の前年度繰越金が減額となったことにより、不足した歳入をその他一般会計繰入金として一般会計から国民健康保険特別会計へ繰り出すものでございます。詳細につきましては、議案第14号「令和６年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算（第４号）」でご説明いたします。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君）　質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君）　質疑を終結いたします。

次に、社会福祉課から説明を願います。

石嶋社会福祉課長。

○社会福祉課長（石嶋充広君）　社会福祉課、石嶋です。よろしくお願いします。着座にて失礼いたします。

議案第13号のうち、社会福祉課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

12ページを御覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書、２、歳入でございます。３段目、款18項１寄附金、目３節１、説明欄１、民生費寄附金への136万7,000円の増額のうち、社会福祉課分としまして128万7,000円をお願いするものでございます。これは、令和６年度中に社会福祉関連事業に対する指定寄附として３件の寄附があったものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君）　質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君）　質疑を終結いたします。

次に、障がい福祉課から説明を願います。

野村障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（野村　武君）　障がい福祉課、野村です。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第13号のうち、障がい福祉課所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。

11ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の２、歳入でございます。３段目、款15国庫支出金、項１国庫負担金、目３民生費国庫負担金、節１社会福祉費負担金、説明欄36、障害者自立支援給付費負担金217万9,000円、同じく38、障害児施設措置費（給付費等）負担金7,493万7,000円の増額をそれぞれお願いするものでございます。こちらは、障害者総合支援法に基づく事業の増に伴うものでございます。

次に、その下、項２国庫補助金、目３民生費国庫補助金、節１社会福祉費補助金、説明欄９、地域生活支援事業費等補助金2,415万7,000円の減額ですが、こちらは国庫補助金内示額の減額に伴うものでございます。

次に、最下段になります。款16県支出金、項１県負担金、目３民生費県負担金、節１社会福祉費負担金、説明欄26、障害者自立支援給付費負担金108万9,000円、同じく32、障害児施設措置費（給付費等）負担金3,446万8,000円の増額をそれぞれお願いするものです。こちらは、国庫負担金でご説明しました障害者総合支援法に基づく事業の増に伴うものでございます。

次に、12ページ上段を御覧願います。項２県補助金、目３民生費県補助金、節１社会福祉費補助金、説明欄９、地域生活支援事業費等補助金1,207万9,000円の減額ですが、こちらは国庫補助金のほうで説明しました国庫補助金内示額の減額による、県補助金の減額に伴うものでございます。

続きまして、15ページを御覧願います。３、歳出でございます。款３民生費、項１社会福祉費、目２身体障害者知的障害者福祉費、説明欄、障害福祉サービス費給付事業１億5,038万4,000円の増額をお願いするものでございます。これは、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの中の主に放課後等デイサービス等を利用している方に関わる経費でございまして、令和６年度の報酬改定及び利用人数、利用料の増加に伴うものでございます。

続きまして、16ページを御覧願います。上から説明欄、地域生活支援事業につきましては、歳入でご説明しました国庫補助金、県補助金の内示額減額による財源更正でございます。

その下、説明欄、心身障害者等補装具給付費435万9,000円の増額は、障害者総合支援法に基づく補装具

費支給に関わる経費でありまして、支給申請の増加に伴うものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君）　質疑を願います。

小倉委員。

○委員（小倉ひと美君）　先ほど障害福祉サービス費給付事業について、放課後等デイサービスの利用者が増加しているということですが、この人数どのぐらい増加しているのか、ちょっと推移分かればお願いいたします。

○委員長（中座敏和君）　野村障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（野村　武君）　お答えします。

人数のほうですけれども、１月までの児童の件数でございますが、すみません。延べ人数になりますが、5,412名でございます。これが、前年比でいきますと、平均しますと95.3％で、平均では減にはなっているのですけれども、ところどころ増している部分がございましたので、それに加えまして、どちらかというと利用時間と利用日数が多分増えたのだと思うのですけれども、金額ベースでいきますと大体22％の増額がありまして、実際毎年ですと10％程度の増を見込んでいたのですけれども、今回22％の増ということで、増額をお願いしているところでございます。

○委員長（中座敏和君）　質疑を終結いたします。

次に、高齢福祉課から説明を願います。

草間高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（草間　太君）　高齢福祉課、草間です。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて失礼させていただきます。

議案第13号のうち、高齢福祉課所管の補正予算についてご説明いたします。

議案書の12ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の２、歳入でございます。款18項１寄附金、目３節１、説明欄１、民生費寄附金136万7,000円のうち、先ほど社会福祉課からご説明いたしました128万7,000円を除きました残り８万円につきまして、増額をお願いするものでございます。これは、昨年度末に解散となりました単位高齢者クラブ１団体から寄附の申込みをいただいたものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君）　質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君）　質疑を終結いたします。

次に、介護保険課から説明を願います。

吉原介護保険課長。

○介護保険課長（吉原真由美君）　介護保険課、吉原です。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第13号のうち、介護保険課所管の補正予算につきましてご説明いたします。

12ページを御覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書の２、歳入でございます。中段、款19繰入金、項１目１特別会計繰入金、説明欄３、介護保険特別会計繰入金301万3,000円の増額をお願いするものでございます。これは、高齢者等買い物支援事業の財源として、介護保険特別会計から繰り入れるものでござ

います。

次に、15ページを御覧ください。３、歳出でございます。上から３段目、款２総務費、項１総務管理費、目79諸費、節22償還金利子及び割引料、説明欄、償還金39万6,000円の増額をお願いするものでございます。これは、令和５年度のシステム改修に係る介護保険事務補助金の確定に伴う返還金でございます。

次に、16ページを御覧ください。下段、款３民生費、項１社会福祉費、目５高齢者福祉費、説明欄、高齢者等買い物支援事業の財源に介護保険特別会計繰入金301万3,000円を充当するものでございます。

次に、その下、説明欄、介護保険特別会計繰出金13万7,000円の増額をお願いするものでございます。これは、介護予防ケアマネジメント事業に係る公費負担割合による市の負担分を介護保険特別会計に繰り出すものでございます。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君）　質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君）　質疑を終結いたします。

次に、議案第14号「令和６年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算（第４号）」について審査を願います。

医療保険課から説明を願います。

荒山医療保険課長。

○医療保険課長（荒山尚記君）　医療保険課、荒山です。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第14号「令和６年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算（第４号）」についてご説明いたします。

１ページを御覧願います。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112億3,990万6,000円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

６ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の２、歳入でございます。款６財産収入、項１財産運用収入、目１節１利子及び配当金、説明欄１、国民健康保険財政調整基金利子４万7,000円の増額をお願いするものでございます。これは、国民健康保険財政調整基金を積み立てている預金の金利が上昇したことにより、増加した利子分を増額補正するものでございます。

次に、款７繰入金、項１目１一般会計繰入金、節６、説明欄１、その他一般会計繰入金２億6,745万4,000円の増額をお願いするものでございます。これは、前年度繰越金が減額となったことによる歳入不足分を、その他一般会計繰入金として一般会計から補填するものでございます。

次に、款８項１繰越金、目２節１その他繰越金、説明欄１、前年度繰越金２億6,745万4,000円の減額をお願いするものでございます。これは、前年度繰越金確定に伴い補正するものでございます。

続きまして、７ページを御覧願います。３、歳出でございます。款７項１基金積立金、目１国民健康保険財政調整基金積立金、説明欄、国民健康保険財政調整基金積立事業４万7,000円の増額をお願いするもの

でございます。これは、歳入でご説明いたしました国民健康保険財政調整基金の利子を国民健康保険財政調整基金に積み立てるために支出するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いします。

○委員長（中座敏和君）　質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦　譲君）　前年度の繰越金の予算額と、あとそれに対して今回の不足分の割合と、もう１つはどういう要因があったかということをお願いします。

○委員長（中座敏和君）　荒山医療保険課長。

○医療保険課長（荒山尚記君）　お答えします。

不足分の割合でございますが、まずその要因となったものについてちょっとご説明したいのですが、昨年度の決算状況を見ますと、令和５年度の国民健康保険事業費納付金というものが、県に納める納付金がございまして、これが令和４年度と比較しますと約２億2,800万円増額となったところで、それに対して事業費、この納付金の財源となる国民健康保険税、こちらの収入が約１億2,400万円減額になったものでございまして、それにより不足した財源を令和５年度に繰り越したために、５億4,447万円から充当したことによることが考えられます。なので、割合的には繰越金が５億円あったものが１億7,000万円に減ってしまったので、それが歳入の予算に影響したというところです。

○委員長（中座敏和君）　三浦委員。

○委員（三浦　譲君）　保険税のほうは年々下がっているかなと思っているのですが、あと納付金のほうは傾向としてはどうなのですか。

○委員長（中座敏和君）　荒山医療保険課長。

○医療保険課長（荒山尚記君）　納付金のほうとしましては、やはり令和３年度にコロナが明けまして、その結果医療費が伸びているということで、県のほうも留保している決算剰余金というのがあるのですが、こちらを活用しながら納付金を抑えていたのですけれども、その留保金が年間調整できなくなってしまったので、市町村に対する割合がとても大きくなってしまったところなのです。

○委員長（中座敏和君）　三浦委員。

○委員（三浦　譲君）　そうすると、今後もその傾向が結局続くということになると、今度改定の時期はいつでしたか。それがちょっと心配されます。

○委員長（中座敏和君）　荒山医療保険課長。

○医療保険課長（荒山尚記君）　傾向といたしますと、やはりこの県の医療費の動向を見ますので、現在被保険者数は減っているのですけれども、医療費自体は上がっている感じが見受けられまして、その市町村の収納とか、あとは所得とか、いろいろなそれを踏まえて県のほうで納付金というのを案分して各市町村に納付させているのですけれども、傾向とすると被保険者が減っている割にはあまり下がっていないような状況が見受けられます。

次に、当然納付金に対して保険税の収入を見ることになりますので、それで賄いますので、税率のほうの改定につきましては令和８年度を予定しております。令和７年度に検討しまして、国民健康保険運営協議会があるのですけれども、そちらに審議を経て、議会のほうに上程したいと考えております。

以上です。

○委員長（中座敏和君）　ほかによろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君）　質疑を終結いたします。

議案第14号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君）　討論を終結いたします。

これより議案第14号の採決をいたします。

議案第14号「令和６年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算（第４号）」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛　成　者　挙　手〕

○委員長（中座敏和君）　挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第15号「令和６年度筑西市介護保険特別会計補正予算（第５号）」について審査を願います。

介護保険課から説明を願います。

吉原介護保険課長。

○介護保険課長（吉原真由美君）　介護保険課、吉原です。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第15号「令和６年度筑西市介護保険特別会計補正予算（第５号）」についてご説明いたします。

初めに、１ページを御覧ください。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,011万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97億8,156万9,000円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

それでは、６ページを御覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書、２、歳入でございます。款４国庫支出金、項２国庫補助金、目10地域支援事業交付金、節１介護予防事業交付金、説明欄１、現年度分介護予防事業交付金27万5,000円の増額をお願いするものでございます。これは、介護予防ケアマネジメント事業の増額に伴う公費負担分でございます。

その下、目14節１、説明欄１、保険者機能強化推進交付金915万9,000円の増額及びその下、目16節１、説明欄１、介護保険保険者努力支援交付金1,859万8,000円の増額につきましては、国からの交付金の交付決定によるものでございます。

その下、款５項１支払基金交付金、目２節１地域支援事業支援交付金、説明欄１、現年度分地域支援事業支援交付金29万7,000円の増額及びその下、款６県支出金、項２県補助金、目１地域支援事業交付金、節１介護予防事業交付金、説明欄、現年度分介護予防事業交付金13万8,000円につきましては、介護予防ケアマネジメント事業の増額に伴う公費負担分でございます。

その下、款７財産収入、項１財産運用収入、目１節１利子及び配当金、説明欄１、介護給付費準備基金利子151万円の増額をお願いするものでございます。これは、利子の上昇による利子収入の増額でございます。

その下、款８繰入金、項１一般会計繰入金、目10地域支援事業繰入金、節１介護予防事業繰入金、説明欄１、現年度分介護予防事業繰入金13万7,000円の増額をお願いするものでございます。これは、介護予防ケアマネジメント事業の増額に伴う公費負担分でございます。

次に、７ページを御覧ください。３、歳出でございます。款４地域支援事業費、項３目１介護予防・生活支援サービス事業費、説明欄、介護予防・生活支援サービス事業でございます。補正予算の財源内訳の欄、現年度分普通徴収保険料に代わり、介護保険保険者努力支援交付金1,859万8,000円の財源充当をお願いするものでございます。

次に、その下、目２介護予防ケアマネジメント事業費、節18負担金及び交付金、説明欄、介護予防ケアマネジメント事業110万円の増額及び補正額の財源内訳の欄、現年度分普通徴収保険料に代わり、保険者機能強化推進交付金245万8,000円の財源充当をお願いするものでございます。

次に、その下から８ページにかけて、款４地域支援事業費、項４目１一般介護予防事業費、説明欄、介護予防普及啓発事業でございます。これは、現年度普通徴収保険料に代わり、保険者機能強化推進交付金368万8,000円の財源充当をお願いするものでございます。

その下、款５項１目１基金積立金、節24積立金、説明欄、介護給付費準備基金積立事業2,600万1,000円の増額につきましては、介護給付費準備基金利子及び地域支援事業の財源に、保険者機能強化推進交付金と保険者努力支援交付金を充当したことによる介護保険料の余剰金を、基金へ積み立てるものでございます。

次に、款６諸支出金、項３繰出金、目１一般会計繰出金、節27繰出金、説明欄、一般会計繰出金301万3,000円の増額をお願いするものでございます。これは、一般会計で行う高齢者等買い物支援事業の財源に保険者機能強化推進交付金301万3,000円を充当するため、介護保険特別会計から一般会計に繰り出すものでございます。

議案第15号の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君）　質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君）　質疑を終結いたします。

議案第15号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君）　討論を終結いたします。

これより議案第15号の採決をいたします。

議案第15号「令和６年度筑西市介護保険特別会計補正予算（第５号）」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛　成　者　挙　手〕

○委員長（中座敏和君）　挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第29号「筑西市あけの元気館条例の制定について」審査を願います。

健康増進課から説明願います。

髙島健康増進課長。

○健康増進課長（髙島豊美君）　健康増進課、髙島でございます。着座にて失礼いたします。

議案第29号「筑西市あけの元気館条例の制定について」ご説明いたします。

この条例につきましては、あけの元気館等の機能集約、複合化計画に基づき、あけの元気館複合施設内の明野保健センターと廃止後のデイサービスセンターやすらぎのスペースを除き、令和８年４月からあけの元気館を単独施設として管理運営するに当たり、必要な事項を定めるものでございます。

条例の内容についてご説明いたします。１ページを御覧ください。第１条は、設置の趣旨について定めるものでございます。

第２条は設置について、名称及び位置、あけの元気館の施設を定めるものでございます。

２ページの第３条から第５条は、施設の管理、指定管理者の業務、指定の期間を定めるものでございます。

第６条から３ページの第９条は、利用時間、休館日、施設の利用の許可、利用の制限を定めるものでございます。

第10条から４ページの第22条までは、利用料金、利用料金につきましては７ページから８ページの別表に定めてございますので、ご確認ください。４ページに戻りまして、第13条は目的外利用及び利用権譲渡等の禁止、第14条は利用許可の取消し等について定めるものでございます。

第15条から５ページの第17条までは、利用者の義務、損害賠償、目的外使用許可等の権限を定めるものでございます。

第18条は、この条例の施行に関し必要な事項については、市規則で別に定めることを規定しております。

最後に、附則でございますが、第１項は条例の施行日を令和８年４月１日からとするものでございます。

第２項から第４項につきましては、当条例制定に伴い関連する筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例関係条例、筑西市議会の議決に付すべき公の施設に関する条例、筑西市税条例の一部改正について定めております。

第５項は、当条例制定のための現行の筑西市あけの元気館等複合施設条例を廃止するものでございます。

第６項及び第７項は、筑西市あけの元気館等複合施設条例の廃止に伴う経過措置を定めたものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君）　質疑を願います。

大嶋委員。

○委員（大嶋　茂君）　この条例については、単独で管理するためという説明があったのですが、これまではどういう内容の条例だったのでしょうか。

それと、単独で制定した条例によって改正された部分、前のやつと今回とどこが違うのか。

あと、別表、第10条ですか、利用料とかそういう内容については変更があったのかどうか。その点伺います。

○委員長（中座敏和君）　髙島健康増進課長。

○健康増進課長（髙島豊美君）　現在の条例についてでございますが、複合施設条例ということで、あけの元気館そのものと明野保健センターが入っている施設として条例が制定されている状態でございます。

次に、改正された部分でございますが、「あけの元気館複合施設」という名称のところが、全て「あけの元気館」に改正するというところと、関連条例の中にある名称のところを一緒に改正するといったところ

で、利用者が主に関係してきます料金ですとか利用時間帯について、そういったところについての改正はございません。

○委員長（中座敏和君）　大嶋委員。

○委員（大嶋　茂君）　分かりました。

○委員長（中座敏和君）　仁平委員。

○委員（仁平正巳君）　まず、料金体制のことなのですけれども、障害者はかなり減額になっているのは分かりますけれども、障害者の介助者あるいは付添人の料金はどのようになっていますかが１点。

それから､第９条第２項の公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがあると認められるときというのは、どういう方のことを指すのか。

それから、３点目、入れ墨、タトゥーは大小にかかわらず入館禁止にされています。それから、あけの元気館の敷地内は喫煙禁止になっていますけれども、これは条例ではなくて規則のほうに明記されているのかどうか、確認です。

それから、４点目、現在の指定管理の期限の確認をお願いします。何年何月から何年何月まで、５年間でした、たしか。

それから、５点目になりますか。30万円以上の修繕費等は役所と相談の上という規定になっていますけれども、これはどこに書いてあるのか。

以上です。

○委員長（中座敏和君）　髙島健康増進課長。

○健康増進課長（髙島豊美君）　まず、１点目でございます。介助者の料金の減免については、現状でも減免をさせていただいてございます。

第９条２項についてでございますが、最近あった事例でございますと、サウナの中で冷水をほかの利用者に浴びせるような形で利用されている方がいらっしゃいまして、そういった場合を想定しております。

３つ目の入れ墨についてでございますが、以前の定例会で部長が答弁したかと思うのですけれども、時代の状況ですとか、そういったものを鑑みながら今後検討していくというようなことで現在考えております。

失礼しました。喫煙については、後で確認させていただきます。

次の４つ目の質疑でございますが、指定管理の期間につきましては、令和６年から令和10年までの５年間となっております。

申し訳ございません。喫煙については、施行規則の中でも記載のほうはしてございません。

工事費の最後の質疑で、30万円以上の工事につきましては、条例と施行規則の中でも定めてはございませんが、仕様書の中で……失礼しました。工事費は仕様書ではなく、協定書の中で記載してございます。失礼しました。

（「指定管理者との」と呼ぶ者あり）

○健康増進課長（髙島豊美君）　（続）協定書の中で。失礼いたしました。

○委員長（中座敏和君）　仁平委員。

○委員（仁平正巳君）　第９条第２項、公の施設を云々、これサウナの中で冷水をかぶせとか、そういうことではないと思うのです。通常こういう文章は、公序良俗に反する、そういうふうな書き方しないと、

これ意味分からないです。風俗を乱すおそれがあると認めるときと、これは指定管理者がそういうふうに認定すればそうなるのでしょうけれども、これは深く掘り下げませんけれども。

入れ墨、タトゥーの件は、現在入り口に明記されているわけです。大体現在の近隣の温浴施設では書いてあります。これは規則なのか、条例なのか、よく分からないことであるので、現時点では駄目ですから。それは規則でもいいですから明記しないと。

それから、健康増進施設という性質の施設ですので、喫煙禁止は大分前からやっていますけれども、これもどこにも書いていないというのは何かおかしいと思うのですけれども。そうでないと、意見の強い方がこれ何で決めてあるのというクレーム来たときに何て答えるのか。ただ駄目ですだけではおかしいと思うのです、こういう条例を決めるときに。

それから、障害者の介助者の減免、これ何で料金表に書いていないの。明記しないといけないと思います。私知っていますよ、知的障害者の方、家族の方が手を引いて毎日来ている方。どういうふうになっているのか。これは料金表に明記しないとおかしいと思います。現在も減免しているというのは、では何で書いていないのか。

それから、規則の中に恐らく、規則もつけてほしかったのですけれども、ロッカーの鍵をなくした場合は実費何千円いただきますなんていう、こういう規則も勝手に誰が決めたのか。おかしいでしょう、問題になったときに。これ非常に詳しく書いているようですけれども、抜け道いっぱいで、うるさい人にかかったら、クレームにかかったら、これ問題になってしまいますので、その点どう思いますか。もうばらばらに話がなってしまいましたけれども。

それから、これなぜ複合施設から単独施設になって、なぜ令和８年からの施行なのか。何も今年からやってもいいと思うのだけれども。その点お願いします。

○委員長（中座敏和君）　髙島健康増進課長。

○健康増進課長（髙島豊美君）　ロッカーの鍵の紛失のことですとか、禁煙のことですとかは規則の中に書いてございませんので、今後検討していきたいと……

（「書かなきゃいけない」と呼ぶ者あり）

○健康増進課長（髙島豊美君）　（続）記載を検討していきたいと思います。

あと、なぜ令和８年４月なのかということなのですけれども、この後説明がございます明野いきがいセンターとの運営も絡んでくるのですが、施設利用の申込み時期が令和７年12月、３か月前から開始することになりますので、それに合わせて規則の改正が必要になってくるので、今回令和８年４月１日を基準にということで、今回改正を上げさせていただきました。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君）　仁平委員。

○委員（仁平正巳君）　いや、答弁漏れでしょう。だから、何で介助者の料金表に明記しないのだということ。

○委員長（中座敏和君）　篠﨑保健福祉部長。

○保健福祉部長（篠﨑正典君）　答弁いたします。

今回は、こういった形で条例を上程させていただきまして、その後介助者のことですとかタトゥー、それから喫煙のことにつきましては、規則の中で盛り込むような形で検討していきたいと考えております。

以上です。

（「いや、最初からそう言ってくれればいいんですよ」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君）　仁平委員。

○委員（仁平正巳君）　委員長、ちょっと悪いのだけれども、さっきの議案第13号の計算合わないのだけれども。12万円掛ける38日だと456万円にしかならないのだけれども。39万4,000円が不明金になってしまうのだけれども、どういう計算ですか、これ。議案第13号のときの計算合わないです。38日間の12万円とお答えいただきましたけれども、それでは議案書の495万4,000円にはならないです。どういうわけなの。

○委員長（中座敏和君）　髙島健康増進課長。

○健康増進課長（髙島豊美君）　すみません。補正予算の件でございますが、約12万円ということでお答えしてしまいましたが……

（「約っていうのはまずいよね、こういうのは」と呼ぶ者あり）

○健康増進課長（髙島豊美君）　（続）失礼しました。13万円でございます。

（「ちょっと待って。随分違うじゃないですか。13万掛ける38は、これでも合わないね。494万、１万4,000円どこいっちゃったの」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君）　篠﨑保健福祉部長。

○保健福祉部長（篠﨑正典君）　すみません。答弁いたします。

１日当たりに換算したときにおよそ13万円になるということでして、いろいろなもの、電気代の差額ですとか灯油の差額、または働いている方の休業の関係とか、そういったものを積み上げておりますので、あくまでも約13万円というのは､それを細かな積算をしたものを日割りで割り返した数字でございまして、単に１日13万円だよと決めて39日ということではございませんので、差額が出るのはそういったことでございます。

以上です。

○委員長（中座敏和君）　仁平委員。

○委員（仁平正巳君）　分かりました。答弁のほうで１日幾らで38日間と言ったから私は計算しただけの話ですから､最初からそういう説明していただかないと､役所の書類というのは1,000円だっておかしいですから。1,000円だって計上してあるわけですから。これ説明できないとおかしいと思います。結構です。

○委員長（中座敏和君）　三浦委員。

○委員（三浦　譲君）　あけの元気館内のデイサービスセンターの部分のことなのですが、今回の表にはこれは入っていないのでしょうか。

○委員長（中座敏和君）　髙島健康増進課長。

○健康増進課長（髙島豊美君）　お答えいたします。

あけの元気館の条例の中には、施設としては入ってございません。あけの元気館の運営の中には入ってございません。

○委員長（中座敏和君）　三浦委員。

○委員（三浦　譲君）　ちょっと頭を整理するのに、今までの説明だとデイサービスセンターの部分は廃

止するので、改修をして、いきがいセンターのほうを廃止して、デイサービスセンターの跡で貸出しをするというふうに理解していたので、今回の条例はあけの元気館全体を１つとしてやるのかなというイメージで聞いていたのですが、中身は別々になるということですか。

○委員長（中座敏和君）　篠﨑保健福祉部長。

○保健福祉部長（篠﨑正典君）　答弁いたします。

今までは複合施設として建物全体の条例でございましたが、今回このあけの元気館につきましてはあけの元気館部分だけ。デイサービスセンターとこちらの保健センターがございますが、これについては次の条例でご説明します明野いきがいセンター条例、こちらのほうで切り分けた条例にするということでございます。

以上です。

○委員長（中座敏和君）　三浦委員。

○委員（三浦　譲君）　そこで、ちょっと先走ってしまって申し訳ないのですが、要するにあけの元気館、我々のイメージはあけの元気館というとあそこ全体の建物と思っているのですが、条例上は別々にして、別々に管理するのだということでの今回出てきたということですね。

○委員長（中座敏和君）　髙島健康増進課長。

○健康増進課長（髙島豊美君）　今三浦委員がおっしゃってくださいましたように、それぞれの条例で指定管理の部分が運営するという形に整理するといったことでございます。

以上です。

○委員長（中座敏和君）　いいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君）　質疑を終結いたします。

議案第29号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君）　討論を終結いたします。

これより議案第29号の採決をいたします。

議案第29号「筑西市あけの元気館条例の制定について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛　成　者　挙　手〕

○委員長（中座敏和君）　挙手全員。よって、本案は可決されました。

それでは、ここで休憩いたします。

休　　憩　午前１０時５９分

再　　開　午前１１時　９分

○委員長（中座敏和君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議案第30号「筑西市明野いきがいセンター条例の制定について」審査を願います。

社会福祉課から説明を願います。

石嶋社会福祉課長。

○社会福祉課長（石嶋充広君）　社会福祉課、石嶋です。よろしくお願いします。着座にて失礼いたします。

議案第30号「筑西市明野いきがいセンター条例の制定について」ご説明いたします。

本条例につきましては、あけの元気館等の機能集約及び複合化を図るため、老朽化しました明野農村環境改善センター及び明野老人福祉センターを解体し、あけの元気館等複合施設内の用途廃止となりました、先ほど三浦委員がおっしゃいましたデイサービスセンターやすらぎの区画を改修し、明野農村環境改善センター、明野老人福祉センター及び明野保健センターの機能を新たに明野いきがいセンターとして一体的に管理運営を行うに当たり、必要な事項を定めるものでございます。

条例の内容についてご説明いたします。１ページを御覧ください。第１条につきましては、ただいまご説明を申し上げました趣旨について定めるものでございます。

第２条は、施設の名称及び位置を定めるものでございます。

第３条から２ページの第５条までは、施設の管理、指定管理者の業務、指定の期間を定めるものでございます。

第６条、第７条は、施設の利用時間と休館日を定めるものでございます。

第８条及び第９条は、施設の利用許可と利用の制限を定めるものでございます。

３ページを御覧ください。第10条から第12条までは、利用料金と減免、返還について定めるものでございます。

なお、施設の利用料金につきましては、６ページの別表のとおりとなっておりますので、ご確認願います。

３ページに戻りまして、第13条は目的外利用禁止等、第14条は利用許可の取消し等について定めるものでございます。

４ページを御覧ください。第15条は利用者の義務、第16条は損害賠償、第17条は目的外使用許可等の権限を定めるものでございます。

第18条は、この条例の施行に関し必要な事項については、市規則で別に定めることを規定しております。

最後に、附則でございますが、第１項は条例の施行日は令和８年４月１日からとするものでございます。ただし、施設利用許可の関係から、第８条の規定につきましては３か月前の令和８年１月１日から施行するものでございます。

第２項は、当条例制定に併せて文言を修正するため、筑西市老人福祉センター条例の一部を改正するものでございます。

第３項は、当条例制定のため、筑西市明野農村環境改善センター条例を廃止するものでございます。

第４項は、当条例制定に合わせて適正な表記とするため、筑西市保健センター条例の一部を改正し、同条例第２条、設置の表中の名称を変更するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君）　質疑を願います。

大嶋委員。

○委員（大嶋　茂君）　これ、いろいろな施設が合併したということなのですが、私らは身近でないもの

ですから、どういう方が利用しているのか、どういう目的で使用しているか、ちょっとお聞きしたいのですが。名前だけだと、３つぐらいのあれが一緒になったわけですけれども、どういう方が利用するのか、ちょっとお聞きしたい。よろしくお願いします。

○委員長（中座敏和君）　石嶋社会福祉課長。

○社会福祉課長（石嶋充広君）　基本的にボランティア団体だとか、市の赤十字の団体、あと自治会の団体等も使うことが想定されております。そのほか、健康増進施設と別個になりますので、社会福祉施設となりますので、福祉の団体等が利用することになると思います。よろしくお願いします。

○委員長（中座敏和君）　大嶋委員。

○委員（大嶋　茂君）　分かりました。

○委員長（中座敏和君）　三浦委員。

○委員（三浦　譲君）　管理と貸出しの窓口というのはどこになるのですか。

○委員長（中座敏和君）　石嶋社会福祉課長。

○社会福祉課長（石嶋充広君）　先ほどのあけの元気館とは別個の指定管理者がなることになります。

ただ、今の段階では決まっておりませんので、その点はこの後の話になってくると思うのですが、もう１度言いますと、あけの元気館とはまた別の指定管理者が指定されるという形になります。

○委員長（中座敏和君）　三浦委員。

○委員（三浦　譲君）　そうすると、窓口に常駐するとかというのもまだ決まっていないということですか。

○委員長（中座敏和君）　石嶋社会福祉課長。

○社会福祉課長（石嶋充広君）　先ほどのあけの元気館とは別なのですけれども、明野保健センターとかが入りますので、窓口はそこに入ってくる形になりますので、常駐という形にはなります。

○委員長（中座敏和君）　よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君）　質疑を終結いたします。

議案第30号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君）　討論を終結いたします。

これより議案第30号の採決をいたします。

議案第30号「筑西市明野いきがいセンター条例の制定について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛　成　者　挙　手〕

○委員長（中座敏和君）　挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第31号「筑西市協和ふれあいセンター条例の制定について」審査を願います。

社会福祉課から説明を願います。

石嶋社会福祉課長。

○社会福祉課長（石嶋充広君）　社会福祉課、石嶋です。改めてよろしくお願いします。着座にて失礼します。

続きまして、議案第31号「筑西市協和ふれあいセンター条例の制定について」ご説明いたします。

本条例は、協和保健センター近隣施設の機能集約及び複合化を図るため、老朽化しました協和ふれあいセンターの施設を解体し、協和保健センター及び協和多目的研修センターの施設を改修して、協和ふれあいセンター及び協和保健センターの機能を新たに協和ふれあいセンターとして、近隣の協和多目的研修センターと一体的に管理運営を行うに当たり、必要な事項を定めるものでございます。

条例の内容についてご説明いたします。１ページを御覧ください。第１条につきましては、ただいま説明を申し上げました趣旨について定めるものでございます。

第２条は、施設の名称及び位置を定めるものでございます。

第３条から２ページの第５条までは、施設の管理、指定管理者の業務、指定の期間を定めるものでございます。

第６条及び第７条は、施設の利用時間と休館日を定めるものでございます。

第８条及び第９条は、施設の利用許可と利用の制限を定めるものでございます。

３ページを御覧ください。第10条から第12条までは利用料金と減免、返還について定めるものでございます。なお、施設の利用料金につきましては、６ページの別表のとおりとなっておりますので、ご確認願います。

３ページに戻りまして、第13条は目的外利用禁止等、第14条は利用許可の取消し等について定めるものでございます。

４ページを御覧ください。第15条は利用者の義務、第16条は損害賠償、第17条は目的外使用許可等の権限を定めるものでございます。

第18条は、この条例の施行に関し必要な事項については、市規則で別に定めることを規定しております。

最後に、附則でございますが、第１項は条例の施行日は令和８年４月１日からとするものでございます。ただし、施設の利用許可の関係から、第８条につきましては令和８年１月１日から施行するものでございます。

第２項は、当条例制定のため、筑西市協和ふれあいセンター条例を廃止するものでございます。

第３項及び第４項につきましては、当条例制定に伴い、関係する筑西市保健センター条例、筑西市コミュニティセンターの設置及び管理並びに地域集会施設との連携に関する条例の一部改正について定めています。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君）　質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君）　質疑を終結いたします。

議案第31号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君）　討論を終結いたします。

これより議案第31号の採決をいたします。

議案第31号「筑西市協和ふれあいセンター条例の制定について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛　成　者　挙　手〕

○委員長（中座敏和君）　挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で保健福祉部の審査を終了します。

執行部の入替えをお願いします。

〔保健福祉部退室。こども部入室〕

○委員長（中座敏和君）　それでは、こども部の所管の審査に入ります。

議案第13号「令和６年度筑西市一般会計補正予算（第９号）」のうち、こども部所管の補正予算について審査を願います。

まず、こども課から説明願います。

松本こども課長。

○こども課長（松本芳視君）　こども課の松本と申します。私から説明させていただきます。着座にて失礼します。

議案第13号のうち、こども課所管の補正予算についてご説明いたします。

４ページをお開き願います。第２表繰越明許費補正（追加）でございます。款３民生費、項２児童福祉費、事業名「地域子ども・子育て支援事業」金額275万円につきまして、年度内の補助対象事業の完了が困難なため、全額の繰越しをお願いするものでございます。事業内容につきましては、歳出にてご説明いたします。

次に、事業名「放課後児童クラブ整備事業」金額300万円の繰越しをお願いするものでございます。こちらは、令和７年度から委託法人が変更となる伊讃小学校で実施されている放課後児童クラブの環境改善を目的として、備品等の購入や、今回の補正予算で要求しておりますエアコンの設置につきまして、年度内の事業完了が困難なため、全額の繰越しをお願いするものでございます。

次に、事業名「保育環境改善等事業」金額90万円につきまして、こちらも年度内の補助対象事業の完了が困難なため、全額の繰越しをお願いするものでございます。事業内容につきましては、こちらも歳出にてご説明いたします。

次に、事業名「保育対策総合支援事業」金額236万3,000円につきまして、年度内の補助対象事業の完了が困難なため、全額の繰越しをお願いするものでございます。事業内容につきましては、歳出にてご説明いたします。

次に、11ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、２歳入でございます。中段にあります款15国庫支出金、項２国庫補助金、目３民生費国庫補助金、節３児童福祉費補助金、説明欄７保育対策総合支援事業補助金に217万5,000円の増額をお願いするものでございます。事業内容につきましては、歳出にてご説明させていただきます。

次に、下から２段目、款15国庫支出金、項４交付金、目３民生費交付金、節２児童福祉費交付金、説明欄12子ども・子育て支援交付金に158万2,000円の増額をお願いするものでございます。事業内容につきましては、歳出にてご説明いたします。

ページを返していただきまして、12ページを御覧願います。上から２段目、款16県支出金、項４交付金、目３民生費交付金、節２児童福祉費交付金、説明欄８子ども・子育て支援交付金に158万2,000円の増額をお願いするものでございます。事業内容につきましては、こちらも歳出にてご説明いたします。

次に、17ページを御覧願います。３歳出でございます。一番下にあります款３民生費、項２児童福祉費、目２児童措置費、説明欄事業名、地域子ども・子育て支援事業に275万円の増額をお願いするものでござい

ます。こちらは、国の補正予算成立に伴い、放課後児童クラブに従事する職員の業務の負担軽減を図ることを目的としたＩＣＴ機器の導入等に要する費用や、外国人の方との会話に必要な翻訳機の購入費を補助するために、増額補正をお願いするものでございます。

ページを返していただきまして、18ページを御覧願います。説明欄事業名、放課後児童クラブ整備事業に200万円の増額をお願いするものでございます。こちらは、令和７年度から運営委託法人が変更となる伊讃小学校で実施されております放課後児童クラブの環境改善を目的といたしまして、エアコンを設置するための増額補正をお願いするものでございます。

次に、説明欄事業名、保育環境改善等事業に90万円の増額をお願いするものでございます。こちらは、国の補正予算の成立に伴い、子供のプライバシー保護のためのパーティションの設置や防犯カメラの整備など、児童福祉施設における性被害防止対策に要する費用の一部を補助するため、増額補正をお願いするものでございます。

次に、説明欄事業名、保育対策総合支援事業に236万3,000円の増額をお願いするものでございます。こちらも国の補正予算の成立に伴い、保育士の業務負担軽減を図るため、保育の周辺業務や補助業務に係るＩＣＴ等を活用したシステムの導入費用及び翻訳機などの外国人の保護者との会話に必要な機器の購入に係る費用の一部を補助するため、増額補正をお願いするものでございます。

説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君）　質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦　譲君）　18ページの先ほど伊讃小学校のエアコンのことなのですが、場所は同じですねというのを確認しておいて、今まではエアコンがなかったということになるのかなと思うのですが、ちょっと確認の意味でお願いします。

○委員長（中座敏和君）　松本こども課長。

○こども課長（松本芳視君）　ご答弁申し上げます。

今年度まで伊讃小学校の放課後児童クラブを委託して運営しておりますのは、シルバー人材センターで運営しております。こちらが、シルバー人材センターが整備したエアコンを、その放課後児童クラブには設置されております。しかし、今回委託法人が変わるということで、シルバー人材センターのほうからエアコンは撤去して持ち帰りたいという申出がございましたので、シルバー人材センターの財産でございますから、市のほうとしてはちょっと頂戴とは言えないので、新たに整備することになりました。

以上です。

○委員長（中座敏和君）　三浦委員。

○委員（三浦　譲君）　念のためのまた念のためなのですが、放課後児童クラブでエアコンが入っていないところはないですね。

○委員長（中座敏和君）　松本こども課長。

○こども課長（松本芳視君）　全てに入っております。

○委員長（中座敏和君）　三浦委員。

○委員（三浦　譲君）　はい。以上で終わります。

○委員長（中座敏和君）　小倉委員。

○委員（小倉ひと美君）　同じページの保育環境改善等事業と保育対策総合支援事業、こちらはどこの施設への補助金の交付なのか、お願いいたします。

○委員長（中座敏和君）　松本こども課長。

○こども課長（松本芳視君）　ご答弁申し上げます。

まず、保育対策総合支援事業、こちらＩＣＴを活用した事業でございますが、今年度要望がありましたのは、認定こども園なかだてが翻訳機、川島こども園がシステム、西方いずみ幼稚園がシステムと翻訳機、下館聖母が翻訳機、キッズハウス保育園がシステムとなっております。従いまして、システムの導入は３施設、翻訳機の購入が３施設となっております。以上です。

すみません。それと、安全対策になりますが、保育環境改善事業につきましては、さくらこども園、たけのこ保育園、ときわの杜、川島こども園、川島保育園、西方いずみ幼稚園、ヒロサワ・シティこども園、はぐろ保育園、下館聖母、下館幼稚園の10施設が認可保育園、認可保育所でございまして、認可外としてくれよんハウスと大圃病院保育所の２か所となっております。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君）　小倉委員。

○委員（小倉ひと美君）　こちらの２つの事業とも、要望があったところ全てに交付になるということでよろしいのか、お願いします。

○委員長（中座敏和君）　松本こども課長。

○こども課長（松本芳視君）　ご答弁申し上げます。

国の補正予算が成立したことに伴い、全ての各事業所に照会をかけました。そのところ回答があった事業所に対しての補助金の補正予算の要求となっております。

以上です。

○委員長（中座敏和君）　よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君）　質疑を終結いたします。

次に、議案第32号「筑西市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」、審査を願います。

こども課から説明を願います。

松本こども課長。

○こども課長（松本芳視君）　松本です。引き続き私から説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

議案第32号「筑西市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」ご説明いたします。

今年度、筑西市が試行的事業として実施しておりますこども誰でも通園制度、この事業につきまして令和６年６月12日に公布されました子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律によりまして、新たな通園給付制度として乳児等通園支援事業が創設されました。

なお、この事業は、令和７年４月１日から制度化され、令和８年４月１日から給付化されることとなっております。

今回の条例制定は、市町村が乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を条例で定めなければならないとされているため、内閣府令で定める基準に従い、制定するものでございます。

条例の内容につきましてご説明させていただきます。１ページの下段を御覧願います。まず、第１条は、この条例の趣旨について、ページを返していただきまして、第２条は用語の意義について定めるものでございます。

第３条から第５条は、この条例に定める基準及びその基準の向上について定めるものでございます。

第６条は、乳児等通園支援事業者の一般的な原則について定めるものでございます。

次に、ページを返していただきまして、第７条、こちらは非常災害対策について、第８条は乳児等通園支援事業所における安全に関する事項に関する計画の策定及び周知等、第９条、こちらは乳児等の移動や送迎を目的として自動車や送迎バス等を利用した際に、車内に児童を置き去りにしない、させないための対策について定めております。

ページ返していただきまして、第10条及び第11条に関しましては、乳児等通園支援事業者の職員としての一般的要件とその資質の向上について定めております。

第12条につきましては、乳児等通園支援事業者がほかの社会福祉施設等を併せて設置するときは、当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼務、兼ねさせることができるということについて定めるものでございます。

第13条から第20条につきましては、それぞれ乳児等の平等について、虐待の禁止、衛生管理について、食事の提供する場合、あとは重要事項と帳簿の整備、業務上知り得た秘密の保持、苦情への対応等について定めるものでございます。

ページを返していただきまして、第21条はこの乳児等通園支援事業の事業区分が２つございまして、第２項で一般型乳児等通園支援事業を、第３項で、こちらが認定こども園などでの実施が想定されております余裕活用型乳児等通園支援事業について定めております。

第22条からは、一般型乳幼児等通園支援事業についてでございますが、この設備の基準について、同条第２号で乳児室の面積は乳児または満２歳に満たない幼児１人につき1.65平方メートル以上、同条第３号でほふく室の面積は同じく3.3平方メートル以上､同条の第６号で保育室の面積は幼児１人につき1.98平方メートル以上と定めるものでございます。なお、これらの面積基準等につきましては、現在の保育事業での面積基準と同じ基準となっております。

次に、７ページにあります保育室、この表に関しましては、保育室等を建物の２階以上に設ける場合に必要となる設備等について、階層及び区分別に定めるものでございます。

８ページを御覧願います。第23条につきましては、一般型乳児等通園支援事業において配置する職員は保育士及び必要な研修の修了者とし、同条第２項でこの職員は専従職員と定めるものでございます。

さらに同条第３項で、乳児等通園支援事業者の人数について、乳児の場合はおおむね３人につき１人、満１歳以上満３歳未満の幼児につきましてはおおむね６人につき１人として、そのうち半数以上の職員は保育士でなければならないと定めるものでございます。

また、同条第４項で、１つの事業所につき幼児等通園支援事業者の数が２人を下回ってはならないとした上で、同条第５項で、その従事者の数につきまして１人とすることができるという規制緩和を設けており、こちらのほうは職員の配置基準を定めるものでございます。

なお、これらの配置基準につきましては、現在の保育事業での配置基準と同じ基準となっております。

ページ返していただきまして、第24条につきまして、こちらは乳児等通園支援の内容というものは別に内閣府令で定める指針に準じ、乳幼児及びその保護者の心身の状況に応じた支援を提供しなければならないとしており、第25条で一般型乳児等通園支援事業を行う者が、利用乳児の保護者と良好な関係の構築に努めることを定めているものでございます。

次、第26条につきましては、余裕活用型乳児等通園支援事業について定めるものでございまして、こちらの設備及び職員の基準につきましては、同条第１号で保育所で実施する場合について、同条第２号で幼保連携型認定こども園以外の認定こども園で実施する場合について、同条第３号で幼保連携型認定こども園で実施する場合について、同条第４号で家庭的保育事業等を行う事業所で実施する場合について、それぞれ定めるものでございます。この定め、いずれの場合におきましても、現行法による保育等の基準、こちらを活用することとなっております。

第27条につきましては、乳児等支援の内容及び保護者との連絡については、一般型の第24条、第25条を準用するものとなっております。

ページ返していただきまして、最後のページですが、第28条は書面で行うことが規定されているものについて、電磁記録により行うことができることを定めるものでございまして、第29条の委任につきましては、必要な事項は市規則で定めるものでございます。

説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君）　質疑を願います。

仁平委員。

○委員（仁平正巳君）　勉強不足で申し訳ありません。ほふく室というのは何ですか。

○委員長（中座敏和君）　松本こども課長。

○こども課長（松本芳視君）　お答えさせていただきます。

乳児、いわゆるゼロ歳、１歳児の保育に係る部屋なのですけれども、こちらはまずハイハイができない状態の乳児室、それとハイハイができて、まだ立ち上がるまでの期間のほふく室、乳児室とほふく室というふうに分かれております。従いまして、乳児室はハイハイをしないので、幼児１人につき1.65平米の基準となっておるのですが、ほふく室の場合ですとハイハイをするので、１人当たり3.3平方メートルの基準というふうになっております。

以上です。

○委員長（中座敏和君）　仁平委員。

○委員（仁平正巳君）　これは、匍匐前進の匍匐という理解でいいのですか。

○委員長（中座敏和君）　松本こども課長。

○こども課長（松本芳視君）　おっしゃるとおりでございます。

○委員長（中座敏和君）　三浦委員。

○委員（三浦　譲君）　この条例は筑西市の条例で、例えば今後民間がやるといった場合については、これは全く別というふうに考えていいのでしょうか、まずそれを。

○委員長（中座敏和君）　松本こども課長。

○こども課長（松本芳視君）　答弁させていただきます。

こちらの事業は、市の認可が下りませんとできない事業となっておりますので、この条例に定まっていることをやっていただく方に認可をさせていただくことになります。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君）　三浦委員。

○委員（三浦　譲君）　分かりました。

それで、まず用語の意味がよく分からないのですが、一般型のほうが分からないのです。具体的にはどういうところなのか。余裕型は分かりますけれども。

○委員長（中座敏和君）　松本こども課長。

○こども課長（松本芳視君）　お答えさせていただきます。

この事業の想定の中にございます実施場所ですが、既に社会福祉法人等が実施している保育施設以外にも、駅の構内であったり、あとは地域子育て支援拠点事業所などでも実施が想定されております。そういったものを一般型というふうに認識していただいて、逆に余裕型は認定こども園や保育施設などで実施する場合というふうな区分をしていただいて問題ないと思います。

○委員長（中座敏和君）　三浦委員。

○委員（三浦　譲君）　一般型のほうは随分ハードルを下げているということなのですね。

それで、ちょっと詳しく聞きたいのですが、筑西市で既に施行している、それで、実績というか、利用状況はどのくらいなのでしょうか。

○委員長（中座敏和君）　松本こども課長。

○こども課長（松本芳視君）　お答えさせていただきます。

令和６年度の利用実績でございますが、７月から登録を開始しまして、８月から利用の開始がありました。令和７年２月までの登録児童数が12名となっており、利用実績は累計の乳幼児数として25名、時間としましては162時間の利用がございました。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君）　三浦委員。

○委員（三浦　譲君）　分かりました。

それで、余裕型の場合は、定員にまだ余裕があるというところですけれども、誰でも通園制度のほうで預かる子供は、在園の子供たちと一緒にするのか、それとも別々の部屋にするのかというところなのですが、これは特に決まりはないのですか。

○委員長（中座敏和君）　松本こども課長。

○こども課長（松本芳視君）　答弁させていただきます。

決まりはございません。各保育施設が一体型で行う、個別型で行うという類型がさらにございまして、それはその保育施設の保育方針となりますので、どちらが正解、どちらが不正解ということではございません。あとは、その保育施設の施設の在り方にもよると思います。というのも、既にゼロ歳児、１歳児の部屋の面積基準をいっぱいいっぱいの場合ですと同じ部屋で預かれない。したがって、別の部屋に一時預かりのような形で預かる施設もある。ただし、交流は一緒にする。遊戯室での活動を一緒にするとか、そういった保育の方針もあるかと思います。部屋の面積がまだ足りていない、要するにまだ預けられるといった場合には、誰でも通園制度で来た乳幼児と先生が一緒に保育活動をするという場合も想定できます。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君）　三浦委員。

○委員（三浦　譲君）　関城のこども園の場合は、たしか部屋が別だったかなと思うのですが、なかなかそうもできないところが実情だろうと思うのです。そうすると、預かる側の保育士、あとは保育士の免許を持たなくてもいいということもあるので、その人たちが問題なく預かれるかどうかと。負担が今までよりは随分増えるのだろうと思うのです。時間が限られていても、ちょっと難しい面が子供によってはあるのではないかなというふうに思うのですが、その辺のところは安全対策とか、預かる側の何かの配慮とか、そういうものはないのですか。

○委員長（中座敏和君）　松本こども課長。

○こども課長（松本芳視君）　先ほど条例の中の条文で説明をさせていただきました、保育所で行う場合には児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に従うということ。それと、幼保連携型認定こども園では、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準に従うこととなっており、どちらの基準にも２人で最低見なくてはいけないというふうなものがあって、そのうち１人は保育士でなくてはいけないという最低基準がございます。

先ほど言ったほかの社会福祉施設をやっていながら兼用させられるというのは、預かっていない時間帯にも、誰でも通園制度の職員として配置しなければいけないわけではない。利用児童がいない場合には、ほかの社会福祉法人の事業に活用してもいいですよというものであって、職員が２人配置しなければいけないということ自体と１人でもよいという部分に対しては、原則にそもそもの法律の中で児童の安全の配慮に関しては対策がなされております。

（「ちょっと随分難しいな。いいです」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君）　大嶋委員。

○委員（大嶋　茂君）　この条例については、ちょっと難しいのですが、こども誰でも通園制度のための条例ですね、確認。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員（大嶋　茂君）　それと、その設備と運営に関する基準ということで、設備と人と、あとやっていく制度の取決めです。それで、現在筑西市では、実績が出ましたが、12名、25名というあれが出ましたけれども、具体的にどこの施設が実施しているのか。人数的には、先ほど言いましたけれども、具体的にやっている施設、今どことどこがやっているのか。今後やりそうな、全地区でやらなくてはいけないと思う、これ。全地区でやらないと。というのは、こども誰でも通園制度ですから、いろいろな地区の方が必要となってくると思うのです。そういったことで、現在やっている施設と、将来は全体的にやっていくのか、この点についてちょっとお尋ねします。

○委員長（中座敏和君）　松本こども課長。

○こども課長（松本芳視君）　ご答弁させていただきます。

まず、今年度、令和６年度の試行的事業に参加いただいている保育施設でございますが、愛泉いずみこども園、たけのこ保育園、認定こども園協和なかよし園、それと認定こども園せきじょう、川島こども園、川島保育園、キッズハウス保育園の公立１、民間６の７施設でございます。

そして、今後なのですけれども、令和８年度からは給付事業として、全ての自治体がこの事業を実施し

なくてはならないというふうになります。ただし、その自治体の中における全ての保育施設等で実施しなければならないというわけではなく、各自治体が実施するというふうなのが国の定めでございます。筑西市としましては、今申し上げた今年度参加していただけているところに加え、今後ともこの事業の有効性、そして市民サービスへの有効性というものをしっかりと保育施設にご説明させていただいて、１つでも多くの事業所に参加していただけるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君）　大嶋委員。

○委員（大嶋　茂君）　分かりました。

○委員長（中座敏和君）　よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君）　質疑を終結いたします。

議案第32号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君）　討論を終結いたします。

これより議案第32号の採決をいたします。

議案第32号「筑西市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛　成　者　挙　手〕

○委員長（中座敏和君）　挙手多数。よって、本案は可決されました。

以上でこども部の審査を終了します。

執行部の入替えをお願いいたします。

〔こども部退室。教育委員会入室〕

○委員長（中座敏和君）　それでは、教育委員会の所管の審査に入ります。

議案第10号「財産の取得について」、審査を願います。

学務課から説明を願います。

廣瀬学務課長。

○学務課長（廣瀬栄子君）　学務課、廣瀬でございます。着座にて説明させていただきます。

議案第10号「財産の取得について」ご説明いたします。

令和８年度に本市の小学校または義務教育学校に入学する児童に対しまして入学祝い品を贈呈するため、下記のとおり財産を取得することについて、地方自治法及び筑西市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記といたしまして、購入物品、ランドセル。

契約の方法、条件付き一般競争入札。

取得予定単価は３万2,890円、これは税込みの単価でございます。限度額は2,411万3,430円でございます。

相手方は、株式会社マスゼンでございます。

本件につきましては、令和７年１月29日に入札を実施し、１月30日に仮契約を締結したところでございます。

次に、別紙の参考資料を御覧願います。小学校または義務教育学校新入学児童ランドセル購入の概要でございます。本件の目的は、令和８年度の新入学児童に対して、入学祝い品としてランドセルを贈呈するためでございます。

納入場所は、市内各小学校、義務教育学校及び教育委員会となります。

納入期限は令和８年１月14日、これは来年度の入学説明会で配布できるように期限を設けているものでございます。

ランドセルの仕様は、牛革製、Ａ４ワイドサイズ、色は黒、赤、キャメルの３色となっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君）　質疑を願います。

仁平委員。

○委員（仁平正巳君）　この入札の条件、条件付き一般競争入札の条件とは何か。

それから、何名分の計算になるのか。

そして、入札の参加業者の数はどのようになっていますか。

○委員長（中座敏和君）　廣瀬学務課長。

○学務課長（廣瀬栄子君）　ご質疑にお答えいたします。

条件付き一般競争入札の条件とはというご質疑でございますが、２つございまして、１つ目は筑西市内に本店、支店または営業所が登録していること。２つ目が、過去10年以内に国、県、市町村と物品調達に係る売買契約をし、物品を納入した実績があることとしております。

２つ目のご質疑ですが、購入予定数は予備分を含めまして621個の予定でございます。

入札の参加の業者ですが、２者でございます。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君）　仁平委員。

○委員（仁平正巳君）　その２者のもう１者はどなたか。

それから、621個のうち予備は何個なのか。

○委員長（中座敏和君）　廣瀬学務課長。

○学務課長（廣瀬栄子君）　お答えいたします。

入札参加業者のもう１者でございますが、広沢商事株式会社でございます。

もう１つの予備分の数ですが、20個を予定しております。

○委員長（中座敏和君）　小倉委員。

○委員（小倉ひと美君）　こちら、今回一般競争入札になっていますが、一般競争入札にした経緯ですか、以前は指名競争だったかと思うのですが、その変更の経緯をお願いいたします。

○委員長（中座敏和君）　廣瀬学務課長。

○学務課長（廣瀬栄子君）　ご質疑にお答えいたします。

これまでのランドセルの調達につきましては、令和３年度まで指名競争入札として実施しておりました。これは、できる限り安価な物品の調達と市内業者の育成、公平性を鑑みた上で指名競争入札が適しているということで実施してまいりました。しかしながら、指名入札としても入札に応じられないなどの理由から、入札が不調となった年もあったようです。このようなことから、広く入札参加者を求め、その中から

最も有利な条件で契約を結ぶ相手方を選定する方法に切り替えまして、令和４年度の調達から条件付き一般競争入札としているものでございます。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君）　小倉委員。

○委員（小倉ひと美君）　こちら、指名競争入札から一般競争入札に変えて、落札率などは変化があったのか、お願いいたします。

あと、応札業者の数などもどのように変化したか、お願いします。

○委員長（中座敏和君）　廣瀬学務課長。

○学務課長（廣瀬栄子君）　お答えいたします。

令和３年度の指名入札のときは、10者を指名いたしまして、そのうち７者が辞退という状況でございます。令和４年は一般競争入札になったのですけれども、１者の参加でして、令和５年度は２者の参加です。令和６年度につきましては１者の参加でございます。

落札率についてなのですけれども、以前の落札率についてはちょっと資料を持っていないのですけれども、今回の落札率については84.7％でございました。

申し訳ありません。令和４年度に実施した入札の落札率が93.94％、令和３年度に実施した落札率が95％となってございます。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君）　小倉委員。

○委員（小倉ひと美君）　落札率、令和５年、令和６年とありますか。

○委員長（中座敏和君）　廣瀬学務課長。

○学務課長（廣瀬栄子君）　失礼いたしました。令和５年度の落札率は93.71％でございます。

すみません。令和６年度の落札率が、先ほど申し上げました84.7％でございます。

○委員長（中座敏和君）　小倉委員。

○委員（小倉ひと美君）　令和６年度は84.7％で、応札が１者で間違いないですか。

○委員長（中座敏和君）　廣瀬学務課長。

○学務課長（廣瀬栄子君）　委員のおっしゃるとおりでございます。

○委員長（中座敏和君）　大丈夫ですか、廣瀬学務課長。

○学務課長（廣瀬栄子君）　今年度の……

（「先ほど６年度１者っておっしゃっていましたよね」と
呼ぶ者あり）

○学務課長（廣瀬栄子君）　（続）すみません。失礼いたしました。令和６年度は２者でございます。

○委員長（中座敏和君）　大嶋委員。

○委員（大嶋　茂君）　契約単価なのですが、分で言ったほうがいいかな。今年は令和８年度分ですね。令和７年、令和６年は契約単価はお幾らだったのか。どこの業者が落札したのか。個数ですね、何個ずつあれしたのか、その点お尋ねします。

○委員長（中座敏和君）　廣瀬学務課長。

○学務課長（廣瀬栄子君）　令和４年度の購入単価につきましては、税込み価格３万4,100円、購入個数に

つきましては743個でございます。

令和５年度の購入単価につきましては、税込み３万6,080円、個数は705個でございます。

○委員長（中座敏和君）　大嶋委員。

○委員（大嶋　茂君）　そうすると、今年はかなり安くなっています。いいことですけれども。品質は同じでしょうけれども。分かりました。

○委員長（中座敏和君）　よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君）　質疑を終結いたします。

議案第10号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君）　討論を終結いたします。

これより議案第10号の採決をいたします。

議案第10号「財産の取得について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛　成　者　挙　手〕

○委員長（中座敏和君）　挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第13号「令和６年度筑西市一般会計補正予算（第９号）」のうち、教育委員会所管の補正予算について審査を願います。

まず、義務教育学校整備課から説明を願います。

久保田義務教育学校整備課長。

○義務教育学校整備課長（久保田敏行君）　義務教育学校整備課、久保田です。座って説明させていただきます。

議案第13号「令和６年度筑西市一般会計補正予算（第９号）」のうち、義務教育学校整備課所管の補正予算についてご説明いたします。

４ページを御覧願います。第２表繰越明許費補正（追加）でございます。下から３段目、款10教育費、項２小学校費、事業名「小学校施設環境整備改修事業」5,106万8,000円につきましては、今議会において事業費の増額補正をお願いしている五所小学校の改修工事について、年度内での事業完了が見込めないことから、予算の繰越しをお願いするものでございます。詳細につきましては、歳出にてご説明いたします。

次に、８ページを御覧願います。第４表、地方債補正（変更）でございます。上から８行目、起債の目的、「学校整備事業」、補正前限度額が３億460万円から補正後限度額３億3,240万円に増額をお願いするものでございます。

次に、11ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、２歳入でございます。４つ目の表で、款15国庫支出金、項２国庫補助金、目10教育費国庫補助金、説明欄17へき地児童生徒援助費等補助金241万8,000円でございます。これは、スクールバス運行事業へ充当する国庫補助金でございます。

次に、１つ下の表で款15国庫支出金、項４交付金、目10教育費交付金、説明欄４学校施設環境改善交付金2,320万円でございます。これは、小学校施設環境整備改修事業へ充当する国からの交付金でございます。

次に、12ページを御覧願います。３つ目の表で款18寄附金、項１寄附金、目10教育費寄附金、説明欄１教育費寄附金70万7,000円のうちの10万円なのですけれども、増額補正をお願いするものでございます。こ

れは、匿名で教育施設整備支援を目的として10万円の指定寄附を頂いたものでございます。寄附の使途につきましては、学校教育施設整備基金積立金に積み立てするものでございます。

次に、13ページを御覧願います。款22市債、項１市債、目10教育債、説明欄１学校整備事業債2,780万円でございます。これは、第４表地方債補正において限度額の増額をお願いいたしました小学校施設環境整備改修事業に充当する学校教育施設等整備事業債でございます。

次に、23ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、３歳出でございます。款10教育費、項１教育総務費、目２事務局費、説明欄、スクールバス運行事業でございます。これは歳入においてご説明いたしました国庫補助金、へき地児童生徒援助費等補助金241万8,000円を財源充当するものでございます。

次に、24ページを御覧願います。款10教育費、項２小学校費、目３小学校営繕費、説明欄小学校施設環境整備改修事業に5,106万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、先ほど繰越明許費補正及び歳入補正でご説明した事業でございます。事業内容でございますが、現在五所小学校の１年生に車椅子を利用している児童が在籍しており、今後２階、３階の教室への移動が必要となることから、車椅子用階段昇降機整備及び２階、３階のバリアフリートイレ整備に係る費用の増額をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君）　質疑を願います。

小倉委員。

○委員（小倉ひと美君）　五所小学校のバリアフリー化の工事ですが、何度か議案で出ていますが、これ一度に工事発注したほうがよかったのではないかと思うのですが、その都度ごとに分けて工事を行った理由についてお願いします。

○委員長（中座敏和君）　久保田義務教育学校整備課長。

○義務教育学校整備課長（久保田敏行君）　まず最初に１階をやって、その後今回２階、３階とやった、それを分けたということでよろしいですか。

（「そうですね」と呼ぶ者あり）

○義務教育学校整備課長（久保田敏行君）　（続）まず、１年生に入ってくるときに階段昇降機の検討をしたのですけれども、そのときはこの階段昇降機が交付金をもらえるものかどうかというのがちょっとはっきりしなかったもので、縦の移動についてどうするかというのがなかなか決まらずにいました。それで、１年生のときはまず１階で過ごしてもらって、その間に縦の移動についてどうするかというのを検討してきた結果、今になったということでございます。

○委員長（中座敏和君）　小倉委員。

○委員（小倉ひと美君）　では、今交付金がもらえるというのが分かって、この縦移動の工事を行ったということで。これ、結局工事は来年度になってしまうのですが、新年度、この児童は縦移動がしばらくの間できなくなってしまうのですが、それは学校生活において、ほかの子たちと不便を来さない状況で大丈夫なのか、それとも多少なり不便なことを少し感じなければいけないのか、お願いします。

○委員長（中座敏和君）　久保田義務教育学校整備課長。

○義務教育学校整備課長（久保田敏行君）　お答えします。

やはり階段昇降機がない状態でも、例えば２階の図書室に行く場合はあるそうです。そういうときには、先生等が補助して上がるということなのですけれども、先生以外にもその子を見るのに１人ついている方がいらっしゃいますので、そういった体制を取って、不便がないようにということで考慮しながらやっております。

○委員長（中座敏和君）　小倉委員。

○委員（小倉ひと美君）　よく工事を行って、後から交付金が来たので財源充当ってあるのですが、それを考えなかったのかなと。工事を先に行ってしまって、その後交付金をもらうみたいな感じにはしないで、交付金が決定というか、もらえるのが分かって工事発注というと、ちょっと遅くなってしまうのかなと思うのですが、その点はどうなのか、お願いします。

○委員長（中座敏和君）　久保田義務教育学校整備課長。

○義務教育学校整備課長（久保田敏行君）　お答えします。

委員おっしゃるように、そういったやり方があるかもしれないのですけれども、ただ現在なかなか厳しいところがありまして、そういった決定をもらっていない、内示をもらっていない時点から始めてしまうと、交付金を入れられないというような事態に陥ることを避けるために、やはりきちんとした内示なりをもらって、それから始めようということで、この時期になりました。

○委員長（中座敏和君）　いいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君）　質疑を終結いたします。

次に、生涯学習課から説明を願います。

飯島生涯学習課長。

○生涯学習課長（飯島知枝君）　生涯学習課、飯島です。着座にて説明いたします。

議案第13号「令和６年度筑西市一般会計補正予算（第９号）」のうち、生涯学習課所管の補正予算についてご説明をいたします。

４ページを御覧ください。第２表繰越明許費補正（追加）でございます。款４衛生費、項１保健衛生費、事業名「協和保健センター等機能集約・複合化事業」1,019万7,000円でございます。これは、協和多目的研修センター改修設計委託において、設計業者と打合せを進めていく中で確認に時間が必要な事項が出ておりまして、年度内の完了が見込めない可能性があるため、翌年度に繰り越すものでございます。

続きまして、款10教育費、項６社会教育費、事業名「図書館施設改修事業」214万5,000円でございます。こちらは、令和６年度当初に中央図書館の受変電設備交換工事を予定しておりましたが、年度途中に実施した空調設備点検において、早急な熱交換器の交換工事を行う必要が生じまして、熱交換器の交換工事を優先したことから、当初予定していた当該工事に係る予算を繰り越すものでございます。

款10教育費、項７保健体育費、事業名「体育館等施設改修事業」２億5,386万9,000円でございます。こちらは、明野トレーニングセンター及び明野武道館の大規模改修工事に係る予算を繰り越すものでございます。詳細につきましては、歳出の部でご説明いたします。

続きまして、８ページを御覧ください。第４表地方債補正（変更）でございます。体育施設設備事業において、補正前の限度額2,300万円から補正後の限度額２億5,140万円に、２億2,840万円の増額をお願いするものでございます。こちらも明野トレーニングセンター及び明野武道館の大規模改修工事を実施するに

当たり、体育施設設備事業債の借入額を変更するものでございます。

続きまして、12ページを御覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書、２歳入でございます。款18寄附金、項１寄附金、目10教育費寄附金、節１教育費寄附金、説明欄１教育費寄附金70万7,000円のうち50万円につきまして、市内企業、株式会社エーアンドエー茨城様から、地域社会の課題解決のための指定寄附を頂いたものでございます。また、１万6,742円につきまして、小川下友和会様からスポーツ振興のための指定寄附を頂いたものでございます。

続きまして、13ページを御覧ください。款22市債、項１市債、目10教育債、節６保健体育債、説明欄３体育施設設備事業債につきまして、２億2,840万円の増額補正をお願いするものでございます。先ほどご説明いたしました第４表地方債補正と同じ事業内容でございます。

続きまして、24ページを御覧ください。３歳出でございます。款10教育費、項６社会教育費、目１社会教育総務費、節10需用費、説明欄、青少年センター事業で50万円の増額補正をお願いするものでございます。これは、歳入でご説明いたしました市内業者の株式会社エーアンドエー茨城様から頂いた、地域社会の課題解決のための指定寄附50万円を充当し、青少年健全育成、非行防止を目的に青少年相談員が市内を巡回し、声かけや見守りを行っていただく街頭指導を行う際に着用するジャンパー及びベストを購入するものでございます。

続きまして、下段、款10教育費、項７保健体育費、目２体育施設費、節12委託料、説明欄、体育館等施設改修事業、細節12委託料、明野トレセン・武道館大規模改修工事監理委託料につきまして、1,881万円の増額補正をお願いするものでございます。こちらは、明野トレーニングセンター及び明野武道館の大規模改修工事を実施するに当たり、工事監理を委託するものでございます。

続きまして、款10教育費、項７保健体育費、目２体育施設費、節14工事請負費、説明欄、体育館等施設改修事業、細節14工事請負費、明野トレセン・武道館大規模改修工事費について、２億3,505万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、明野トレーニングセンター及び明野武道館の大規模改修を実施するものでございます。明野トレーニングセンター及び明野武道館は、施設老朽化による雨漏り等で施設利用に支障が生じている状態となっております。施設利用者の皆様に安心してご利用していただくために雨漏りの対策、屋根、天井の工事ですとか、雨により腐食した床面の修繕など、老朽化した施設全体の改修工事を実施し、施設環境の改善を図るものでございます。工事期間は、令和７年６月の第２回市議会定例会において、工事に係る本契約の議決をいただいた後の令和７年７月から令和８年３月までの約８か月間を見込んでおります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君）　質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦　譲君）　繰越明許費のところの中央図書館のところなのですが、熱交換器を先に改修するということですが、包括管理とのことで、ちょっと分かる範囲でお願いしたいのですが、包括管理でもその部分とか、ほかの部分も改修対象に入っていたのかなというふうに思うのですが、その辺の計画的なものはどうだったのか、ちょっとお願いします。

○委員長（中座敏和君）　飯島生涯学習課長。

○生涯学習課長（飯島知枝君）　ご答弁申し上げます。

こちら、包括管理ということで管財課といろいろこういう改修工事というところが出てきていたのですけれども、２月の空調をやっていたときに、熱交換器のところが緊急の修繕が必要になったというところで、２月の臨時会でご承認いただいた部分なのですけれども、熱交換器自体、最初の工事のときには今回の繰越しをしようというほうを先にしようと思っていたのですけれども、それよりも先に熱交換器のほうが緊急性がある。こちらを直さないと、クーラーの効きが悪くなってしまうというところで、そちらをまず優先的に直して、それから今回明許繰越ししたものを後から直したほうが、工事の計画上というか、機械の性質上､そちらがよいということになりましたので､そういった形で明許繰越をさせていただきます。

○委員長（中座敏和君）　三浦委員。

○委員（三浦　譲君）　包括管理の側ではアドバイスがあったかと思うのですが、熱交換器を早くやらなくてはならないというのは当初はなかったのですか。

○委員長（中座敏和君）　飯島生涯学習課長。

○生涯学習課長（飯島知枝君）　一応そちらのほう、管財課と年次計画的なところでは上がってはいたのですけれども、それでいくともうちょっと先というか、今年度のところというところでやっております。こちらのほうの工事とかというのは包括管理ではなくて指定管理と、大きな金額がかかる工事に関しては教育委員会で持つというところで､管財課が持っている包括管理とはちょっと別での管理はしております。ただ、ご相談とかしながら整備計画等は立てておりますので。

○委員長（中座敏和君）　小倉委員。

○委員（小倉ひと美君）　24ページの体育館等施設改修事業についてなのですが、こちら工事期間が令和７年７月から翌年３月までと工事期間が長くて、この間休館になるかと思うのです。その間、利用している団体への代替施設とかは、何か同じように活動が継続できるように代替施設はあるのか、お願いいたします。

○委員長（中座敏和君）　飯島生涯学習課長。

○生涯学習課長（飯島知枝君）　ご答弁申し上げます。

こちらの工事に関しましては、利用者定例会議等がありまして、事前にお知らせはしております。工事に関しましても、できるだけ一気にやるのではなくて、明野トレーニングセンターをやってから明野武道館という形、順番はあれなのですけれども、それぞれ利用期間、制限かける時間というのはすごく短くはしているのですけれども。代替施設ということで、こちらに行ってくださいという形ではちょっとご案内というのはあれなのですけれども、ただそのときの状況に応じて、例えば明野武道館が駄目でしたら下館武道館のこの時間なら空いていますよというような、そういうご提案はできますので、そこは各利用団体とか、その利用者の方と相談しながら進めていきたいと思います。

○委員長（中座敏和君）　小倉委員。

○委員（小倉ひと美君）　今なかなか利用団体が体育館確保できない中、下館武道館も現在の利用者がいるので、なかなかそちらに入るというのも難しいかと思うのですが、その点思うような予約ができないとか、活動を継続するのが難しい場合などは、何か対応は教育委員会のほうで考えていますか。

○委員長（中座敏和君）　飯島生涯学習課長。

○生涯学習課長（飯島知枝君）　ご答弁申し上げます。

申し訳ないです。物理的に例えば武道館ですと、柔道がある場所というのがある程度決まってはいます

ので、ちょっとそちら下館武道館になるか、あと学校開放の時間でうまく合わせるかというところがありますので、そちらはちょっと全て利用者の方にご不便かけるという形ではなくて、きめ細やかにこちらとしてもご提案しながら、この時間なら空いていますというところをご提案させていただいて、できるだけ利便性は図っていこうとは考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君）　よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君）　質疑を終結いたします。

次に、しもだて美術館から説明を願います。

成田しもだて美術館副館長。

○しもだて美術館副館長（成田佳輝君）　しもだて美術館、成田でございます。着座にてご説明申し上げます。

議案第13号「令和６年度筑西市一般会計補正予算（第９号）」のうち、しもだて美術館所管の補正予算についてご説明いたします。

12ページをお開き願います。歳入歳出事項別明細書、歳入でございます。款18寄附金、項１寄附金、目10教育費寄附金、節１教育費寄附金、説明欄１教育費寄附金、合計70万7,000円のうち９万円の増額補正をお願いするものでございます。この寄附金に関しましては、昨年11月に森田茂先生顕彰会様から、広く教育行政の充実発展のためにと指定寄附８万9,534円を頂いたものでございます。寄附金の使途につきましては、財政担当課と協議しまして、文化振興基金に積立てをさせていただきます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（中座敏和君）　質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君）　質疑を終結いたします。

以上で議案第13号について、全ての部の説明質疑を終了しました。

議案第13号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君）　討論を終結いたします。

これより議案第13号の採決をいたします。

議案第13号「令和６年度筑西市一般会計補正予算（第９号）」のうち、所管の補正予算について賛成者の挙手を願います。

〔賛　成　者　挙　手〕

○委員長（中座敏和君）　挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第35号「筑西市附属機関に関する条例の一部改正について」、審査を願います。

なお、議案第35号については複数の課にまたがるため、全ての課の審査の終了後、討論、採決をしたいと存じます。

まず、学務課から説明願います。

廣瀬学務課長。

○学務課長（廣瀬栄子君）　学務課でございます。着座にて説明させていただきます。

議案第35号「筑西市附属機関に関する条例の一部改正について」のうち、学務課所管の部分についてご説明いたします。

今回の条例改正は、筑西市附属機関に関する条例別表の第２項に、学校運営協議会を追加するものでございます。学校運営協議会につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づく学校運営及び当該運営の必要な支援に関して協議をし、教育委員会に意見の具申をすることを担任事項として設置するものでございます。

次に、附則といたしまして、第１項では、この条例改正の施行期日を公布の日とするものでございます。

第２項といたしまして、筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の別表第３第１項の表に、学校運営協議会委員の報酬、年額１万2,000円を追加するものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（中座敏和君）　質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君）　質疑を終結いたします。

次に、生涯学習課から説明願います。

飯島生涯学習課長。

○生涯学習課長（飯島知枝君）　生涯学習課です。よろしくお願いいたします。

議案第35号「筑西市附属機関に関する条例の一部改正について」のうち、生涯学習課所管の部分についてご説明いたします。

今回の条例改正は、筑西市附属機関に関する条例別表の第２項に、学校部活動地域展開推進協議会を追加するものでございます。学校部活動地域展開推進協議会でございますが、本市の中学校及び義務教育学校の後期課程における部活動の地域展開の推進に関すること、その他教育委員会が別に定める事項について調査または審議をし、教育委員会に報告するものでございます。

次に、附則といたしまして、第１項では、この条例改正の施行期日を公布の日とするものでございます。

第２項といたしまして、筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の別表第３第２項の表に、学校部活動地域展開推進協議会委員長の報酬、日額5,500円、委員の報酬、日額4,800円を追加するものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（中座敏和君）　質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君）　質疑を終結いたします。

以上で、議案第30号について全ての課の説明質疑を終了しました。

議案第30号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君）　討論を終結いたします。

これより議案第35号の採決をいたします。

議案第35号「筑西市附属機関に関する条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛　成　者　挙　手〕

○委員長（中座敏和君）　挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で教育委員会の審査を終了します。

執行部は退室願います。お疲れさまでした。

〔執　行　部　退　席〕

○委員長（中座敏和君）　これで福祉文教委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

なお、最終日の本委員会の審査結果報告につきましては、委員長に一任いただきたいと存じます。

以上をもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。

閉　　会　午後　０時２９分